

神戸市外国語大学地域貢献部会規程

2008年4月1日

規程第24号

(設置)

第1条 神戸市外国語大学教育研究評議会規則（2023年4月規則第60号）第7条第1項の規定に基づき神戸市外国語大学教育研究評議会に地域貢献部会（以下「部会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 公開講座に関する事。
- (2) 教育委員会との連携に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、神戸市外国語大学の地域貢献に関する事。

(組織)

第3条 部会は、次の委員で組織する。ただし、委員の総数は10名以内とする。

- (1) 学長が指名した専任教員
 - (2) 学生支援・教育グループ課長及び研究所グループ課長
- 2 前項第1号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
 - 3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、学長が指名した委員をもって充てる。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 部会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、研究所グループ研究所班において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。